




答 申 第 5 5 3 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三


答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成28年4月18日付け
神戸市参区第149号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

通学費援助システムへの住民記録情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市遠距離通学費援助制度の運用に当たり、申請世帯情報の正確性を期するために、教育委員会事務局総務部総務課に対して、住民基本台帳情報を提供することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

通学費援助システムへの住民記録情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

◎…条例第11条第2項に該当するもの

【住民台帳基本情報】

- ・ 住記個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 通称名 (漢字・カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 続柄
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 住民年月日、住民届出日
- ・ 世帯主 (漢字・カナ)
- ・ 送付コード
- ・ 氏名カナフラグ
- ・ ◎DVフラグ
- ・ ◎DV申請年月日
- ・ ◎DV決定年月日
- ・ ◎DV終了年月日
- ・ 異動年月日
- ・ 異動事由
- ・ 増異動理由
- ・ 減異動理由
- ・ 住なく年月日 1 (住民でなくなった日)
- ・ 住なく年月日 2 (住民でなくなった日)

答 申 第 5 5 4 号
平成 28 年 4 月 18 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成28年4月18日付け神保総保第3448号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

通学費援助システムへの生活保護情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市遠距離通学費援助制度の運用に当たり、生活保護による通学費の支給を受けている場合は対象外であることから、援助対象となる児童生徒の正確性を期するために、教育委員会事務局総務課に対して、生活保護の教育扶助受給情報を提供することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

通学費援助システムへの生活保護情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

◎…条例第11条第2項に該当するもの

【生活保護受給情報】

◎教育扶助対象児童生徒の情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 生活保護世帯番号
- ・ 生活保護員番号
- ・ 第一氏名 (カナ)
- ・ 第二氏名 (カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 在籍校名
- ・ 住所
- ・ 施行年月日
- ・ 受給開始年月日
- ・ 受給廃止年月日
- ・ 受給停止回数
- ・ 最新受給停止年月日
- ・ 異動区分

◎教育扶助受給者 (世帯主) の情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 生活保護員番号
- ・ 第一氏名 (カナ)
- ・ 第二氏名 (カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 受給開始年月日
- ・ 受給廃止年月日



答 申 第 555 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 18 日
付け神教委総第 63 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

通学費援助システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市遠距離通学費援助制度において、対象となる児童生徒を正確かつ効率的に抽出するために、住民基本台帳情報等を電子計算機処理することは不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 対応に配慮が必要となるDV等被害者を確実に把握するため、住記DV情報を電子計算機処理することは、被害者の保護に伴う支援措置の強化に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

通学費援助システム（就学援助システムサブシステム）の情報項目の追加について
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

◎…条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【住民台帳基本情報】（住民記録システムより取得）

- ・住基個人番号
- ・世帯番号
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ）
- ・生年月日
- ・性別
- ・続柄
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住民年月日、住民届出日
- ・世帯主（漢字・カナ）
- ・送付コード
- ・氏名カナフラグ
- ・◎DVフラグ
- ・◎DV申請年月日
- ・◎DV決定年月日
- ・◎DV終了年月日
- ・異動年月日
- ・異動事由
- ・増異動理由
- ・減異動理由
- ・住なく年月日 1（住民でなくなった日）
- ・住なく年月日 2（住民でなくなった日）

【学齢簿情報】（就学システムより取得（総務課所管の学籍情報））

- ・住基個人番号
- ・児童生徒氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・児童生徒通称名（漢字・カナ）
- ・保護者氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・保護者通称名（漢字・カナ）
- ・現在籍校コード（現就学校）

- ・前在籍校コード（前就学校）
- ・学年
- ・おくれ年
- ・入学・卒業年月日
- ・転退学年月日
- ・就学状況（就学免除、就学猶予、不就学等）
- ・就学異動事由

【生活保護受給情報】（生活保護システムより取得）

◎教育扶助対象児童生徒の情報

- ・住基個人番号
- ・生活保護世帯番号
- ・生活保護員番号
- ・第一氏名（カナ）
- ・第二氏名（カナ）
- ・生年月日
- ・在籍校名
- ・住所
- ・施行年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日
- ・受給停止回数
- ・最新受給停止年月日
- ・異動区分

◎教育扶助受給者（世帯主）の情報

- ・住基個人番号
- ・生活保護員番号
- ・第一氏名（カナ）
- ・第二氏名（カナ）
- ・生年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日